

## ～横浜市と日本郵便株式会社南関東支社が 「高齢者の消費者被害防止に関する協定」を締結～ 消費者被害から高齢者を守る見守りをともに進めます！

横浜市（市長 林 文子）と日本郵便株式会社南関東支社（支社長 大谷津 善樹）は、『高齢者の消費者被害防止に関する協定』を締結しました。全国的に広がる高齢者の消費者被害防止のため、郵便配達の機会を利用して呼びかけを行うなど、地域の見守りにともに取り組みでいきます。横浜市とともに高齢者の消費者被害防止に関する取組を行う市内事業者は、本件で6事業者となります（詳細は裏面）。

### 具体的な連携取組内容

書留や速達など（特殊郵便物）、郵便配達社員がお客さまに対面で配達をする際、横浜市消費生活総合センターの連絡先を記載した名刺サイズの「お助けカード」を郵便配達社員が声掛けをしながら手渡し、相談先をお知らせすることで高齢者の消費者被害防止を目指します。

#### 【 配付方法 】

- 書留や速達など（特殊郵便物）、郵便配達社員がお客さまに対面で配達をする際に「お助けカード」を配付します。
  - ※ 郵便受箱への配達やゆうパック等荷物の配達は除外
- 市内で郵便配達を行う19の郵便局で実施

#### 【 配付期間及び配付予定枚数 】

- 平成30年2月5日～25日のうちの1週間（配付予定枚数：19,000枚）
  - ※ お住まいの地域によって配付期間が異なります。

横浜市と協力して、「高齢者の消費者被害防止」を呼びかけています。  
お客さまやご家族でお困りのことがあったら、横浜市消費生活総合センターに相談してください。



「お助けカード（クーリング・オフ版）」

### 協定締結期間

平成30年1月26日～3月31日（継続予定）

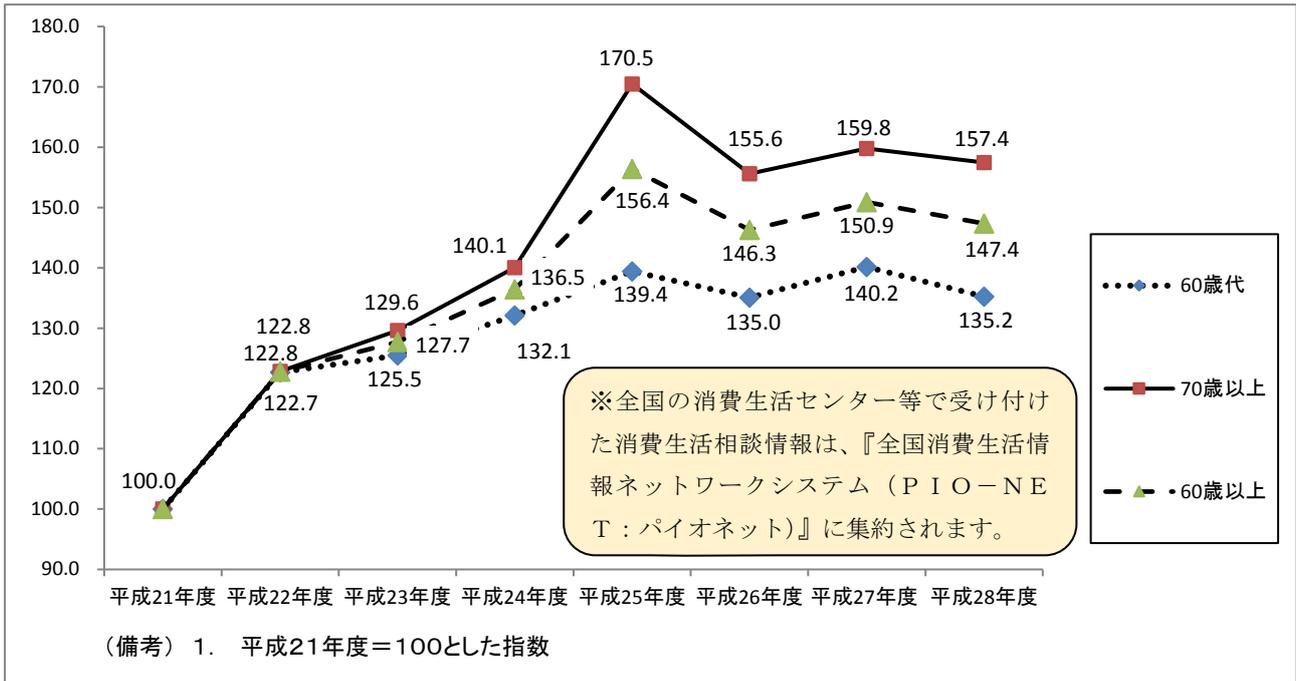
#### お問合せ先

経済局消費経済課長 山口 敏子 Tel 045-671-2573

裏面あり

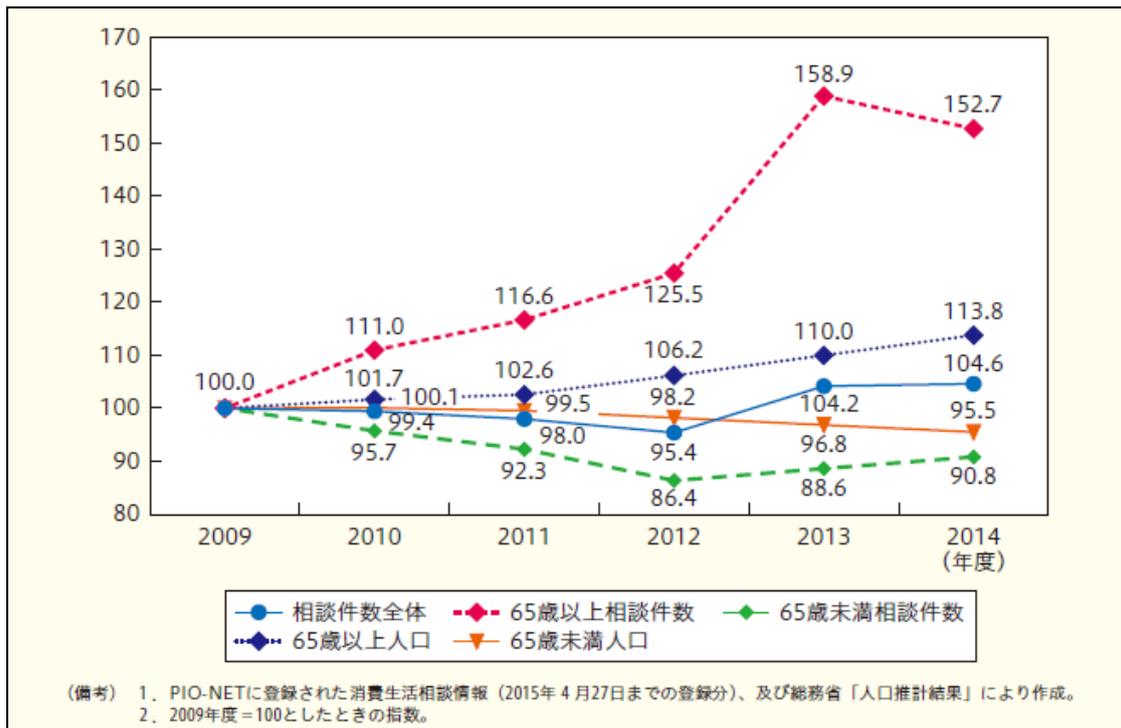
<横浜市消費生活総合センターにおける 60 歳以上の消費生活相談の推移>

○ 60 歳以上の方を契約当事者とする消費生活相談件数は、平成 21 年度を 100 とすると、平成 28 年度は 147.4 と 47.4%増加しています。



<全国の高齢者の消費者被害について>

○ 平成 21 年度（2009 年）から平成 26 年度（2014 年）の全国の 65 歳以上の人口の伸びが 113.8 と 13.8%増だったのに比べ、65 歳以上の方を契約当事者とする消費生活相談件数は、平成 21 年度（2009 年）を 100 とすると、平成 26 年度（2014 年）は 152.7 と 52.7%増加しており、全国的にも増加のペースが顕著です。



(図は「平成 27 年版消費者白書\_消費者庁」より抜粋)

<参考>横浜市とともに高齢者の消費者被害防止に関する取組を行う市内事業者について

平成 29 年度より、「お助けカード」の配布に御協力いただいています。

- ・(株) NTT ドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク (株) <平成 29 年 9 月中旬から> (7 万枚)
- ・神奈川県生活協同組合連合会<平成 29 年 9 月中旬から> (5 万枚)
- ・損害保険ジャパン日本興亜 (株) <平成 29 年 11 月から> (2 万枚)